

木津川市公告第101号

木津川市立小中学校電子黒板整備事業に係る企画提案の提出に関して次のとおり公告する。

令和5年7月3日

木津川市長 谷口 雄一

記

1 業務の概要

- (1) 業務番号 5-教学-49
- (2) 業務名称 木津川市立小中学校電子黒板整備事業
- (3) 業務内容 別紙「木津川市立小中学校電子黒板整備事業仕様書」による。
- (4) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

2 プロポーザル参加の条件及び資格

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこ

と。

- (4) 本件の参加申込み期限日から契約の締結日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年告示第115号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

3 手続等

(1) 担当課

木津川市教育委員会 教育部 学校教育課

〒619-0286 木津川市木津南垣外110-9

電話：0774-75-1230

FAX：0774-73-2566

URL：<http://www.city.kizugawa.lg.jp>

E-mail：gakko@city.kizugawa.lg.jp

(2) 参加申込に係る関係資料及び配布期間等

① 資料名

ア 木津川市立小中学校電子黒板整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）

イ 木津川市立小中学校電子黒板整備事業仕様書（以下「仕様書」という。）

② 配布期間

令和5年7月3日（月）から令和5年8月7日（月）まで

③ 入手方法

ア 木津川市ホームページからダウンロードすること。

イ 窓口配布を希望する場合は、下記の場所において受領すること。

所在地：木津川市木津南垣外110-9（市役所学校教育課）

電話：0774-75-1230

④ 費用

③ア・③イ共に無償とする。

(3) 参加申込書の提出

- ① 提出期限 令和5年7月14日（金）午後5時【必着】
- ② 提出先 木津川市教育委員会 教育部 学校教育課
- ③ 提出方法 持参または郵送。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和5年8月7日（月）午後5時【必着】
- ② 提出先 木津川市教育委員会 教育部 学校教育課
- ③ 提出方法 持参または郵送。

(5) 業務受注候補者の特定等

- ① 参加資格があると認められる提案者の提案書等の書類をもとに総合的な評価を行い、業務受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。
- ② 提案書が次に掲げる場合に該当するときは、無効とする。
 - ア 2に掲げる資格のない者が提案書を提出した場合。
 - イ 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合。
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合。
 - エ 提出書類の内容が示された条件に適合していない場合。
 - オ 審査の公平性を害する行為があった場合。
 - カ 談合その他不正行為があった場合。
- ③ 選定結果の通知
文書により通知する。

(6) その他

- ア 提出された提案書等は返却しない。
- イ 提出された提案書は、提出者に無断で使用しない。ただし、審査に必要な範囲において複製を作成する。
- ウ 詳細は、「実施要領」及び「仕様書」による。

以 上